

福島ロボットテストフィールドを活用した 福島イノベーション・コースト構想の推進に関する協定書

株式会社人機一体（以下「甲」という）と公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 福島ロボットテストフィールド（以下「乙」という）は、福島イノベーション・コースト構想の推進に向けた連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、甲と乙の相互の緊密な連携と協力のもと、乙の施設等を活用した研究開発、人材育成、ならびに福島県内の事業者とのビジネスマッチングに取り組み、福島イノベーション・コースト構想の推進に寄与することを目的とする。

第2条（連携・協力事項）

甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する連携事項に取り組むものとする。

- （1）国内外のロボットの研究開発者・運用者の交流促進に関すること。
- （2）ロボット産業発展に係る次世代の人材育成に関すること。
- （3）東日本大震災及び原子力災害からの復興と産業振興に係る情報発信に関すること。
- （4）他、前条の目的を達成するために、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

第3条（知的財産の取扱）

本協定にもとづく連携・協力により構成された知的財産権等は、特に定めがない場合は甲に帰属するものとするが、別途、甲乙による共同研究契約等を締結する場合は、その共同研究契約等の定めに従うものとする。

第4条（秘密保持）

1 甲および乙は、本協定にもとづく事業を行なう上で、互いに知り得た情報は、本協定にもとづく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、または漏洩してはならない。ただし、法令または条例の規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合および当該当事者の了解を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期限が満了した後においても同様とする。

第5条（協定内容の変更）

甲または乙のいずれかが、本協定の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行なうものとする。

第6条（有効期間）

1 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月までに甲または乙から解約の申出がない場合は、引き続き延長されるものとし、以後も同様とする。なお、延長にあたっては、状況の変化に鑑み、協定内容を精査し、改訂が必要な場合は甲乙協議のうえ対応するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲または乙から解約の申出があり、甲乙が合意したときは、終了するものとする。

第7条（協議事項）

本協定に定めのない事項が生じたとき、または本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意を持って協議の上、対応するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通（いずれも正本とする）を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2021年（令和03年）7月1日

甲：

滋賀県草津市青地町648番地1
株式会社人機一体
代表取締役 金岡 克弥



乙：

福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番
南相馬市復興工業団地内
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
福島ロボットテストフィールド
所長 鈴木 真二



（以下余白）